

作業船に関する各種法令等

法令		自航式作業船			非自航式作業船		
船舶法（船籍登録関係）		20トン以上	20トン未満	(注1)	×		
		○	×	×			
小型船舶の登録等に関する法律	小型船舶登録規則	20トン以上	20トン未満	(注1)	×		
		○	×	×			
船舶安全法（船舶検査関係）	船舶安全法施行規則	20トン以上	20トン未満	(注3)	1. 国際航海に従事するもの 2. 沿海を越えて航行する者 3. 特殊船（注2） 4. 自航式船にえい（押）航されて人を運搬するもの 5. 危険物ばら積船	左記以外	
	小型船舶安全規則	×	○	×	○	×	
電気事業法		他に給電するもの		左記以外	船舶安全法適用船		左記以外
		○		×	他に給電するもの	しないもの	
		○		×	○	×	×
船舶職員及び小型船舶操縦者法	(海技士)	20トン以上	20トン未満	(注4)	×		
	(小型船舶操縦士)	○	×	×			
船員法		湖、川又は港のみを航行する船舶	左記以外のもの		常時船員法適用の曳船で曳航される船員法適用水域を航行するもの	左記以外	
		×	5トン以上	5トン未満		○	×
		○		×			
労働安全衛生法		船員法適用船		左記以外	船舶安全法適用船		左記以外
		×		○	○	×	
船員災害防止活動の促進に関する法律		船員法適用船		左記以外	船舶安全法適用船		左記以外
		○		×	○	×	
海上衝突予防法		○			○		
海上交通法		○			○		
港則法		○			○		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律		○			○		
		100トン以上はビルジ等排出防止設備を設置し、油記録簿を備付のこと。但し経過措置は（注5）			左に同じ。はしけ、作業船は次の指導がある。 →全長22m以上、100トン以上		

(注1) ろかい船（6人未満）、長さ3m未満で推進機関が連続最大出力20馬力未満のもの（小型登録法§2、同規則§2）

(注2) 特殊船（船安則§1④）：潜水船、原子力船、水中翼船、エアクッション船、海底資源掘削船、双胴船、反潜型又は甲板昇降型の船舶、潜水設備（内部に人員を搭載）を有する船舶

(注3) ろかい船（6人未満）、長さ3m未満かつ推進機関の最大出力1.5kw未満の小型船、係留中の船舶等（船安則§2）

(注4) ろかい船、長さ3mかつ推進機関が1.5kw未満で国土交通大臣の指定するもの、係留船等（船職小操法§2、同規則§2）

(注5) S55.8.6以前に建造され、もしくは建造に着手したもので100t以上200tの船舶には適用しない。（但しタンカーは除く）